

大阪市告示第648号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第120条第1項の規定により、次のとおりマンション敷地売却組合の設立を認可したので、同法第123条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年4月30日

大阪市長 横山英幸

1 組合の名称

新大阪コーポラス・八光ビルマンション敷地売却組合

2 売却マンションの名称及びその所在地

新大阪コーポラス・八光ビル

大阪府大阪市淀川区西宮原一丁目8番14号

3 事務所の所在地

大阪府大阪市淀川区西宮原一丁目8番14号内

4 設立認可の年月日

令和6年4月30日

5 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

6 公告の方法

新大阪コーポラス・八光ビルマンション敷地売却組合の事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。

（都市整備局企画部住宅政策課）